

利用申込受付中!

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。  
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁  総務省  厚生労働省

令和3年10月改訂



## 医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



### 利用には申込が必要です

### 申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード  
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

iPhone

Android



STEP1

● 「マイナポータル」を起動する。

STEP2

● 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

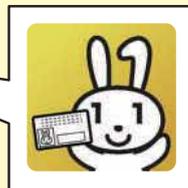
STEP3

● 利用規約等を確認して、同意する。  
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

● マイナンバーカードを読み取る。  
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!



医療機関・薬局の  
顔認証付きカードリーダー  
でも申込できるよ



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

●セブン銀行ATMでも申込できる!

ウラ面も見てね!



## どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、  
初めての医療機関等でも、  
特定健診情報や今までに使った  
薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで  
自身の特定健診情報や  
薬剤情報・医療費通知情報が  
閲覧できる！



マイナポータルを通じた  
医療費通知情報の自動入力で、  
確定申告の医療費控除が  
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても  
高額療養費制度における  
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても  
健康保険証としてずっと使える！  
医療保険者が変わる場合は、  
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。  
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



## 今後のスケジュールは？

### 現在

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に  
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、特定健診情報、薬剤情報の閲覧が可能に  
※特定健診情報は2020年度以降に実施したもから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。  
※薬剤情報は2021年9月に診療したもから3年分の情報が閲覧できるようになります。

### 2021年11月から

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

### 2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に  
※2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。



ステッカー



ポスター



厚生労働省  
ホームページ

申込方法は  
特設ページでも  
確認できます！



[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

問合せ先

あわら市役所市民課

- ・マイナンバーカードの申請に関すること  
（窓口グループ） ☎ 73-8014
- ・その他国民健康保険に関すること  
（保険年金グループ） ☎ 73-8015